

山口県報

平成25年
4月19日
(金曜日)

目次

告示	1
指定代理納付者の指定(税務課)	1
産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請(廃棄物・リサイクル対策課)	1
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	2
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)	2
解除予定保安林(岩国市)(森林整備課)	3
包括外部監査契約の締結(監査委員事務局)	3
公告	4
一般競争入札の実施(情報企画課)	4
特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課)	7
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	8
契約の締結(農林水産政策課)	8
選管告示	9
直接請求に必要な有権者の数	9
個人演説会等を開催することができる施設	9
不在者投票のできる病院の指定	9
不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正	9
公安委公告	9
契約の締結	9

山口県告示第百五十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成二十五年四月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目七番一号
- 指定代理納付者に納付させる歳入
やまぐち元気寄附金(インターネットを利用して納付されるものに限る。)
- 指定の期間
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間

山口県告示第百五十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の二の六第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

当該申請書及び当該変更をすることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、平成二十五年四月十九日から同年五月二十日までの間、山口県宇部環境保健所及び美祢市市民福祉部生活環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年四月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請者

名称 日本ユピカ株式会社
住所 東京都千代田区紀尾井町四番一三番
代表者の氏名 上石 邦明

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

美祢市大嶺町東分字池尻三〇五八番二一

三 産業廃棄物処理施設の種類の焼却施設
 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の廃油
 五 申請年月日
 平成二十五年二月二十日

山口県告示第百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年四月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

氏名又は名称	住所又は主たる事務所所在地	名称	所在地	事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人美祢市社会福祉協議会	美祢市大嶺町東分三二〇の	社会福祉法人美祢市社会福祉協議会秋芳	秋吉五三一三	居宅介護支援事業	平成二一、六、三〇

山口県告示第百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年四月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

氏名又は名称	住所又は主たる事務所所在地	名称	所在地	事業の種類	指定年月日
山陽メデイカ株式会社	山口市小郡下郷一二五六の九	ライフケアステーションはぎ	萩市大字椿東三二七〇の三	訪問介護	平成二五、三、一

株式会社オーケア	防府市大字田島三七一の六	訪問看護ステーションオーケア	防府市沖今宿二〇号	訪問看護	二、
医療法人社団 民正会	山陽小野田市大字鴨庄一の三	医療法人社団 民正会たみた内科循環器科	山陽小野田市大字鴨庄一の三	訪問リハビリテーション	三、
有限会社エイワ薬局	防府市天神一丁目一〇番二五号	エイワ薬局新店	防府市大字新田一〇四七の二	居宅療養管理指導	三、
株式会社エスマイル	広島市西区商工センター一丁目一番一六号	オリブ薬局愛宕山店	岩国市尾津町二丁目一〇番二二二号	居宅療養管理指導	三、
有限会社本池	宇部市中村一丁目三番一七号	サリビリティサービスあい	宇部市中村一丁目二番二二号	通所介護	四、
社会福祉法人勝縁福祉会	防府市大字浜方八の一	デイサービスセンターひろるもそう	防府市大字浜方八の一	短期生活介護	三、
有限会社富喜	美祢市大嶺町東分一二二五	デイサービスセンターありがとう音館	美祢市大嶺町東分一〇〇三	短期生活介護	三、
社会福祉法人勝縁福祉会	防府市大字浜方八の一	シヨートステイションひろるもそう	防府市大字浜方八の一	短期生活介護	三、

山口県告示第百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年四月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

氏名又は名称	住所又は主たる事務所所在地	名称	所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社誠心会	下松市河内中戸原一八九七	居宅介護支援事業所呼鶴温泉	周南市大字安田一八一五	居宅介護支援事業	平成二五、二、一

山口県告示第百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年四月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人社団 民正会	山陽小野田市大字鴨庄一丁目三番の三	山陽小野田市大字鴨庄一丁目三番の三	介護予防訪問リハビリテーション	平成二五、三、一
有限会社ヘイワ薬局	防府市天神一丁目一〇番二五号	防府市大字新田一〇四七の二	介護予防防居室療養管理指導	〃
株式会社エスマイル	広島市西区商工センター六丁目一番一〇号	岩国市尾津町二丁目一〇番二二二号	〃	〃
有限会社本池	宇部市中村一丁目三番一〇号	宇部市中村一丁目二番二二二号	介護予防通所	〃
社会福祉法人 勝縁福祉会	防府市大字浜方八の一	防府市大字浜方八の一	〃	〃
有限会社富喜	美祢市大嶺町東分一二二五の二	美祢市大嶺町東分一〇〇三の二	〃	〃
社会福祉法人 勝縁福祉会	防府市大字浜方八の一	防府市大字浜方八の一	介護予防生活介護	〃
社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会	美祢市大嶺町東分三二〇の二	美祢市豊田前九町麻生下五七	介護予防防居室模多機能型介護	平成二三、六、〃

山口県告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

平成二十五年四月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 解除予定保安林の所在場所
岩国市錦町広瀬字奴田原六一五八の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 解除の理由
ダム用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十五年四月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 包括外部監査契約の期間の始期
平成二十五年四月一日
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
天羽 満則 岩国市昭和町一丁目一〇番一〇号
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
各月ごとの概算払



(一一六) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十五年四月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

(二) 山口県ウェブサービス提供システムに係るサーバ等 一式

(三) 物品等の特質等

(四) 入札説明書及び仕様書による。

(五) 使用期間

平成二十五年九月一日から平成三十年八月三十一日までの間

(六) 使用場所

山口県総合企画部情報企画課電子計算機室

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二七七十一号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十五年山口県告示第五十三号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並び

に物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十五年四月十九日から同年五月三十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十三年四月一日から平成二十五年四月十九日までの間に、一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総合企画部情報企画課において交付する。

五 入札の方法

この入札は、政令第百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総合企画部情報企画課

(三) 受領期限

平成二十五年五月三十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十五年五月三十一日午前十時)

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部一号会議室

(二) 日時

平成二十五年五月三十一日午前十時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案並びに技術的能力に関する事項を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価

提案書に記載された全体概要、システムの機能、システムの運用及び保守並びに技術的能力に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体概要、システムの機能、システムの運用及び保守並びに技術的能力に係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価(価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。)及び機能等評価(システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価をいう。以下同じ。)の配点については、次のとおりとする。

(1) 価格評価 四百点

(2) 機能等評価

全体概要 百点

システムの機能 二百点

システムの運用及び保守 二百点

技術的能力 百点

4 適否判定

物品調達等審査会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおり

とする。

十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点(価格評価及び機能等評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者とならない。

(二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能等評価に係る評価点(最も高い者を落札者とする。この場合において、機能等評価に係る評価点(最も高い者)が最も高い者、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十五年五月八日午後五時十五分までに山口県総合企画部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十五年五月十三日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書(外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)

3 一に掲げる物品等に類似する物品を納入した実績について記載した書面

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県総合企画部情報企画課(電話〇八三一九三三二二六七〇)に問い合わせること。

十三 Summary

(1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government

- (2) Nature and quantity of the products to be leased : A set of Web Service System of Yamaguchi Prefecture
- (3) Use term : From September 1, 2013 to August 31, 2018
- (4) Use place : Computer Office, Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice : Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2670)
- (6) Time-limit for tender : 5: 15 P.M., May 30, 2013 (In case of bringing a tender : 10 : 00 A.M., May 31, 2013)

別表第 1

評価の項目	評 価 の 基 準
提案の趣旨	システムに係る機器の借入れに至る背景や課題を十分に理解し、借入れの目的並びに機器の保守及び管理についての提案の趣旨が明確に記述されていること。
工程計画	下記の事項について提案されていること。 (1) 使用期間を概括する全体の工程に関する計画 (2) 契約の時点から使用開始までの導入に関する計画 (3) 既存のシステムからの移行に関する計画
業務体制	システム構築、移行、運用及び保守の体制について提案されていること。
秘密の保持	業務に関して知り得た情報等の管理について提案されていること。
システムの構成	ハードウェア及びソフトウェアの構成を記述したシステムの全体構成図が提出されていること。サーバーの稼動に当たり、十分な性能を有していること。 2 ガスサーバで使用する基本ソフトウェアについて、 3 必要十分な数量が提案されていること。 4 パッケージの構成についてシステムの規模に応じた十分な性能を有していることを示す機器性能が提案されていること。
システムのネットワークの構成	システムのネットワークの構成について、ネットワーク構成図を用いて提案されていること。
システムの可用性	システムの可用性について提案されていること。
システムの障害検知	システムに障害が発生した場合の検知方法及びシステム管理者への通知方法について提案されていること。
セキュリティ対策	1 コンピュータウイルス、不正アクセス、悪意のある攻撃等に対する対策について提案されていること。 2 システムのアクセス権限設定について提案されていること。

システム監視	サーバー稼働状況の監視及びアクセスに関する記録の検査を行う方法について提案されていること。
バックアップ運用	仕様に基づくバックアップ運用計画について提案されていること。
セキュリティ対策	セキュリティ対策及びその運用体制について提案されていること。
ゲストサーバ運用支援	ゲストサーバの運用支援計画及びゲストサーバ導入部署との作業負担について提案されていること。
障害対応	1 障害が発生した場合にその原因を速やかに特定するための手法について提案されていること。 2 障害が発生した場合に速やかに復旧する手法について提案されていること。
類似する業務の経験	提案する機器に係るシステムでの設計、構築、運用及び管理について、施行実績が記述されていること。

業務に従事する者の経験及び資格等	1 システムの設計及び構築から安定稼働期までの業務に従事する下記の者について、所属部署、役職、資格、経歴、実績等が記述されていること。 (1) 導入する仮想化技術に関する知識及びシステムの構築について十分な実績を有する者 (2) ガスサーバに関する知識及びシステムの構築について十分な実績を有する者 (3) システムの構築及び運用に必要なハードウェアに関する知識、保守及び管理についての十分な実績を有する者 2 業務の遂行に有効な情報、手法、技術等の入手方法について記述されていること。
業績及び資格等	1 品質管理、セキュリティ及び個人情報保護に関する認証の取得について記述されていること。 2 国及び都道府県と物品の賃貸借契約を締結し、円滑に実施した実績について記述されていること。

別表第 2

判定の項目	判 定 の 基 準
形式及び装订	提出を求めた書類が、全て指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	契約の目的を果たすための実施体制が、業務内容に即したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	所要経費が予定価格の範囲内であるか、全体として経費の節減について配慮されていると判断されるものであるかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるかどうか。
明瞭性	全体として提案の趣旨をよく理解することができるものであるかどうか。

提案性 全体として提案の内容に価値があると判断されるものであるかどうか。

(一七) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年四月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 特別保護地区の名称
松岳山鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域
松岳山鳥獣保護区の区域(面積 四八ヘクタール)
- 三 特別保護地区の存続期間
平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案
 - (一) 特別保護地区の区分
身近な鳥獣生息地
 - (二) 指定の目的
当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び多くの観光客が訪れる史跡を有し、メジロ、ホオジロ、マヒワ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。
- 五 縦覧の期間
平成二十五年四月十九日から同年五月二日まで
- 六 縦覧の場所
山口県美祢農林事務所
- 一 特別保護地区の名称
東行庵鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域

東行庵鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 六ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間
平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

- (一) 特別保護地区の区分
身近な鳥獣生息地
- (二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び多くの観光客が訪れる史跡を有し、マヒワ、メジロ、エナガ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間
平成二十五年四月十九日から同年五月二日まで

六 縦覧の場所

山口県下関農林事務所

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 特別保護地区の名称
平原鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域
平原鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 三〇ヘクタール)
- 三 特別保護地区の存続期間
平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案
 - (一) 特別保護地区の区分
森林鳥獣生息地
 - (二) 指定の目的
当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、ツバメ、カワラヒワ、セグロセキレイ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。
- 五 縦覧の期間
平成二十五年四月十九日から同年五月二日まで

六 縦覧の場所
山口県岩国農林事務所
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 特別保護地区の名称
小野鳥獣保護区特別保護地区
二 特別保護地区の区域
小野鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 五九ヘクタール）

三 特別保護地区の存続期間
平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案
（一）特別保護地区の区分
集団渡来地
（二）指定の目的

当該区域は、オシドリをはじめとする多くの鳥類が越冬のため渡来する小野湖を有し、鳥類の休息地として特に良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間
平成二十五年四月十九日から同年五月二日まで

六 縦覧の場所
山口県美祢農林事務所
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（二一八）大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十五年四月十九日から同年八月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年四月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 徳地ショッピングセンター

所在地 山口市徳地堀一六一三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社興和 住所 山口市小郡高砂町七番二一号 代表者の氏名 伊勢本哲史

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社丸久	変更前 午前九時三〇分	変更後 午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 来客が駐車場を利用することができ る時間帯		午前九時から午後一時二〇分まで	午後一時三〇分から午後一時二〇分まで

四 届出年月日

平成二十五年四月二日

五 変更年月日

平成二十五年四月三日

（二一九）契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十五年四月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県下関水産振興局 下関市大和町一丁目一六番一号

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

電気 二百三万一千キロワット時

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十五年三月十九日

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
---------	------	----------

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

平成二十五年四月十九日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

山口県選挙管理委員会告示第六十号



- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三三号
- 六 落札金額（予定使用電力量の対価に相当する金額）
二千九百七十七万二千六百六十二円
- 七 入札公告日
平成二十五年二月一日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県下関水産振興局長 秋貞 憲治
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格

名 称	所在地	指定年月日	県条例の制定又は改廃の請求	県の事務の執行に関する監査の請求	県議会の解散の請求	県議会の議員の解職の請求	知事の解職の請求	副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	県の教育委員会の委員の解職の請求
遠崎地区体育館	柳井市遠崎三四〇	平成二五、四、一	地方自治法第七十四条第一項	地方自治法第七十五条第一項	地方自治法第七十六条第一項	地方自治法第八十条第一項	地方自治法第八十一条第一項	地方自治法第八十六条第一項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項
神西地区体育館	神代四一一〇	" " " "							

山口県選挙管理委員会告示第六十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

平成二十五年四月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

山口県選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる病院を次のとおり指定した。

平成二十五年四月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

名称	所在地	指定年月日
医療法人緑山会下松中央病院	下松市古川町三丁目一番一号	平成二五、四、五

山口県選挙管理委員会告示第六十三号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

- 「村田博愛病院」を「山口博愛病院」に、
- 「株式会社日立製作所笠戸事業所付属日立病院」を「株式会社日立製作所笠戸 下松市古川町三丁目一番一号 昭和三一、三、一六」に変更
- 「社会医療法人同仁会周南記念病院」を「社会医療法人同仁会周南 生野屋南一丁目一〇番一号 昭和三四、二、二五」に変更
- 「社会医療法人同仁会周南記念病院」を「社会医療法人同仁会周南 下松市生野屋南一丁目一〇番一号 昭和三四、二、二五」に変更



公告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十五年四月十九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
ガソリン 二百八十一キロリットル
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成二十五年三月二十八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
エネクス石油販売西日本株式会社 広島市中区橋本町一〇番一〇号
- 六 落札金額

- 一 リットル当たり百四十円七十銭
入札公告日
平成二十五年二月十五日
- 二 その他
八 契約担当者
山口県知事 山本繁太郎
九 調達方法
購入
落札方式
最低価格
- 三 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 四 落札に係る物品等の名称及び予定数量
ICカード化運転免許証用ICカード 二十二万五百枚
- 五 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 六 落札者を決定した日
平成二十五年三月二十八日
- 七 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社DNPアイディシステム 東京都新宿区新宿四丁目三番一七号
- 八 落札金額
九百枚当たり五十一万三千百三十五円
- 九 入札公告日
平成二十五年二月十五日
- 十 その他
一〇 契約担当者
山口県知事 山本繁太郎
一一 調達方法
購入
落札方式
最低価格

平成二十五年四月十九日発行

発行所

山口県知事庁